

さいたま市図書館広告付きレシートロール納入事業者 募集要項

1 趣旨

さいたま市図書館（以下、「図書館」という。）に広告付きのレシートロールを納入する事業者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2 目的

広告を掲載したレシートロールを事業者に納入いただくことで、市の歳出削減や地域経済の活性化等を図るものです。

3 事業内容

- (1) 事業者は、図書館が貸出期限票（資料の貸出の際に利用者へ渡す資料名や返却期限等を印字した用紙）として使用するレシートロールを納入します。
- (2) 事業者は、レシートロールの裏面に広告を掲載することができます。
- (3) 事業者は、納入した広告付きレシートロールを使用する館及び使用開始日を指定できます。

4 レシートロールの仕様

- (1) 品名
サーマルロール紙
- (2) 紙厚
厚さ65 μ m
- (3) 寸法
幅79.5mm、直径80mm、芯の内径12mm
- (4) 長さ
80m
- (5) 使用プリンタ
セイコーエプソン株式会社 レシートプリンタ「TM-T88VI」

5 貸出期限票イメージ

* 中央図書館 *	
* TEL.048-871-2100 *	

利用者：*****1234	
貸出日時：2020/10/10 12:00	

貸出資料数	

今回： 1点	合計： 10点

No.貸出資料名 / 著者名	
資料ID 返却期限	

1 ○○○○	
／××××	
012345678901	(20/10/24)

《図書館からのお知らせ》	
1

2

最小で約 13 センチ (2020 年 11 月時点)
※貸出点数は最大で 30 点

6 使用場所・期間

(1) 使用場所

さいたま市図書館 25 館のうち、事業者が希望する館

(2) 使用期間

事業者が希望する使用開始日から納入したレシートロールがなくなるまで

※事業者が希望する館及び期間が他の事業者が納入したレシートロールを使用する館及び期間と重複する場合や修繕工事等で長期休館する場合は、協議のうえ調整させていただきます。

7 納入

(1) 最低納入数は、30 巻とし、段ボール箱詰めで納品してください。

(2) 原則 1 巻単位の個包装としますが、5 巻単位までの個包装も可とします。

(3) 保管場所やレシートロールの品質管理のため、分割での納入をお願いする場合があります。

(4) 納入場所

さいたま市中央図書館 管理課 企画・調査係

〒330-0055

さいたま市浦和区東高砂町1-1-1

電話番号 048-871-2176

8 各図書館の所在地及び年間利用状況（令和元年度）

図書館名	所在地	貸出人数	貸出点数
中央図書館	さいたま市浦和区東高砂町 11-1	404,765	1,265,749
北浦和図書館	さいたま市浦和区北浦和 1-4-2	164,406	589,324
東浦和図書館	さいたま市緑区中尾 1440-8	154,306	692,721
美園図書館	さいたま市緑区美園 4-19-1	70,207	330,689
大宮図書館	さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1	212,643	692,796
大宮西部図書館	さいたま市北区櫛引町 2-499-1	86,611	390,309
桜木図書館	さいたま市大宮区桜木町 1-10-18	62,155	191,138
馬宮図書館	さいたま市西区西遊馬 533-1	52,038	225,957
三橋分館	さいたま市西区三橋 6-642-4	26,356	101,126
春野図書館	さいたま市見沼区春野 2-12-1	63,008	266,256
大宮東図書館	さいたま市見沼区堀崎町 48-1	69,776	271,754
七里図書館	さいたま市見沼区大谷 1210	36,978	140,019
片柳図書館	さいたま市見沼区染谷 3-147-1	34,910	143,478
与野図書館	さいたま市中央区下落合 5-11-11	115,642	422,049
与野南図書館	さいたま市中央区大戸 6-28-16	44,381	184,802
西分館	さいたま市中央区桜丘 2-6-28	22,721	86,365
岩槻図書館	さいたま市岩槻区本町 4-2-25	47,831	157,577
岩槻駅東口図書館※	さいたま市岩槻区本町 3-1-1	16,283	49,801
岩槻東部図書館	さいたま市岩槻区東岩槻 6-6	53,209	209,113
桜図書館	さいたま市桜区道場 4-3-1	109,177	419,731
大久保東分館	さいたま市桜区大久保領家 131-6	21,667	74,325
北図書館	さいたま市北区宮原町 1-852-1	233,409	873,004
宮原図書館	さいたま市北区吉野町 2-195-1	44,090	185,505
武蔵浦和図書館	さいたま市南区别所 7-20-1	232,123	740,412
南浦和図書館	さいたま市南区根岸 1-7-1	120,007	473,116

※岩槻駅東口図書館は、施設修繕工事のため、令和元年7月から令和2年2月まで休館

9 広告掲載について

- (1) 広告の広告主及び広告内容について「さいたま市広告掲載要綱」、「さいたま市広告掲載基準」及び「さいたま市教育委員会所管の印刷物及びホームページにおける広告掲載の取扱いについて」を遵守するとともに事前に市の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲載できません。
- (2) 事業者は、広告内容について審査を受けるため、掲載する広告のデータ等必要な資料を市が定める期限までに提出することとします。
- (3) 市及び事業者は、広告主及び広告内容について図書館の公共性、美観及び来館者への影響に最大限に配慮することとします。なお、施設管理者が特に不相当と認めたものについては広告掲載を行えません。
- (4) 市は、広告の内容・デザイン等が「さいたま市広告掲載要綱」、「さいたま市広告掲載基準」及び「さいたま市教育委員会所管の印刷物及びホームページにおける広告掲載の取扱いについて」に違反しているとき又は図書館で掲載する広告としてふさわしくないと市が合理的な理由により判断したときは、いつでも事業者に対して広告の内容等の修正を求めることができ、事業者はこれに従うこととします。
- (5) 項番(1)から(4)までの修正にかかる費用については、事業者の負担とします。

10 広告内容についての責任

- (1) 事業者は、広告の内容については、以下に定める事項を遵守することとします。
 - ア 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負いません。
 - イ 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関する財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証することとします。
 - ウ 市に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負いません。
 - エ 広告物の内容等により市が受けた全ての損害については、事業者が賠償するものとします。

11 申込方法

下記連絡先に別添の「さいたま市図書館における広告付きレシートロール納入事業申込書」を持参または送付してください。

申込み期限は使用希望月の前々月の10日17時まで(10日が土曜日、日曜日及び祝日にあたる場合、その直前の平日)とし、申込書の先着順により事業者を決定するものとします。同日の申込みがあった場合は中央図書館管理課による抽選により事業者を決定します。

12 連絡先

さいたま市中央図書館 管理課 企画・調査係

〒330-0055

さいたま市浦和区東高砂町1-1-1

電話番号 048-871-2176

FAX 番号 048-884-5500

電子メールアドレス chuo-lib-kanri@city.saitama.lg.jp